

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第14号

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

四日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際四日市市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際四日市市に住</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際四日市市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際四日市市に住所を有していた被保険者</p>

所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際四日市市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により四日市市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

1 (略)

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際四日市市に住所を有していた被保険者

附 則

1 (略)

(平成20年度における普通徴収に係る納期の特例)

2 平成20年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 8月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

で

第4期 11月1日から同月30日まで

で

第5期 12月1日から同月25日まで

第6期 1月1日から同月31日まで

第7期 2月1日から同月末日まで

第8期 3月1日から同月31日まで

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)

3 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。)について普通徴収の方法により保険料を徴収するときは、前項に規定する納期のうち第1期及び第2期の間は徴収を行わず、第3期より徴収を開始するものとする。

4 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」と、「市長が別に定める」とあるのは「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

2 (略)

3 (略)

5 (略)

6 (略)

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)